

令和4年第2回取手市議会臨時会提出予定議案説明記録（速報版）

実施年月日	令和4年4月21日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） 議案第35号につきまして提案理由をご説明申し上げます。議案第35号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ10億4,579万8,000円を増額し、予算総額を403億821万4,000円とするものであります。今回の歳出予算の主な補正内容は、新型コロナウイルス感染症の対策事業として大きく3点ございます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業であります。本事業では、国の令和3年度補正予算において配分されました臨時交付金を活用して、様々な対応策を実施いたします。主だったものを申し上げますと、まず初めに、市民生活支援策といたしましては、食料品等の確保が困難な自宅療養者に対し、当面の食料品等を提供し自宅療養期間中の生活を支援いたします。また、小中学校においてGIGA（ギガ）スクール環境整備以前に設置していた無線LAN機器を更新して通信環境の向上を図るほか、スクールカウンセラーの追加配置により、コロナ禍で不安を抱えている児童生徒や保護者に寄り添った支援を行います。

次に、経済支援策といたしましては、市内商店で使えるプレミアム付商品券を発行し、地域における消費喚起と事業者支援を行います。また、芸術家の放課後子どもクラブへの派遣活動やインタビューのネットでの発信に加え、新たに音楽コンサートの開催を行い、活動機会に減少した芸術家の経済支援を行うとともに、アートのまちとしての魅力を広く発信いたします。次に感染防止——次に感染拡大防止策といたしましては、保育所や福祉施設、小・中学校をはじめとした各公共施設において、衛生環境を保ち、感染拡大を防ぐため、所要の改修や施設整備等を行い、市民の皆様が安心してサービスを受けていただける体制を、さらに万全なものにいたします。また現在、保健所からの要請を受けて、予備救急自動車を用いて感染症患者の移送等を行っておりますことから、救急自動車を購入して搬送体制を強化いたします。臨時交付金活用事業の主な内容としては以上でございますが、今回の補正予算では、今ご説明した以外にも引き続き実施するものを含め様々な事業を展開し、市民の皆様のご健康と安全を守り、地域経済の下支えをしてまいります。2点目は、新型コロナウイルスワクチン接種推進事業であります。現在国において議論がなされております新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種について、接種を行うこととなった場合に備えて、体制を確保するよう国から通知があったことから、当面の準備に必要な経費を計上しております。

3点目は、国の令和3年度補正予算による各省庁の補助を受けて実施する感染拡大防止対策事業であります。保育所等や地域子ども子育て支援事業を行う事業所、小中学校において、それぞれ感染症対策の徹底を図りながら、その活動を継続するための経費を計上し

ております。

次に、歳入予算の主な補正内容といたしましては、事業に伴う財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を初めとした国県補助金、プレミアム付商品券販売代金、財政調整基金繰入金を計上しております。また第2表、地方債補正につきましては、消防防災設備整備事業の限度額を変更するものであります。

続きまして、承認第3号から第6号までの4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。当該議案4件は、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げます。

承認第3号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、次の4点について、必要な改正を行うものであります。1点目は、下水道除外施設に係る課税標準の特例措置について、適用期間の延長を行うものであります。2点目は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設するものであります。3点目は、省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の拡充及び縮減、並びに適用期限を延長するものであります。4点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置として、令和4年度の商業地等の課税標準額を、令和3年度課税標準額に、令和4年度評価額の2.5%を加算した額とするものであります。

承認第4号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、次の2点について、必要な改正を行うものであります。1点目は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設するものであります。2点目は、土地に係る都市計画税の負担調整措置として、令和4年度の商業地等の課税標準額を、令和3年度課税標準額に、令和4年度評価額の2.5%を加算した額とするものであります。

承認第5号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の基礎課税額と、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額の引上げ及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例措置について、対象期間が令和4年度末まで延長されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

承認第6号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や当該感染症の影響により収入が一定限度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を令和4年度末まで継続するため、条例の一部を改正するものであります。

以上5件につきまして、御説明を申し上げます。提出した議案につきまして、慎重審議の上、可決決定または御承認を賜りますようお願いを申し上げます。なお詳細につきま

しては、この後担当部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部長の牧野でございます。議案第 35 号、一般会計補正予算（第 3 号）及びここに計上されている新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、御説明させていただきます。説明に当たりましては、まず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について御説明させていただき、その後、補正予算の内容について説明をさせていただきます。資料につきましては、臨時交付金の資料といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（R 3 国補正、本省繰越分）活用事業一覧、。次に、今回の臨時会の議案第 35 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）、そして議案の説明資料としまして、令和 4 年度取手市一般会計 4 月補正予算（案）の概要となっております。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する事業について御説明いたします。まず、国における今回の臨時交付金の概要についてですが、国は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、自治体が地域の実状に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、令和 2 年 4 月 30 日に成立した第 1 次補正予算で 1 兆円を計上しました。その後、6 月 12 日に成立した第 2 次補正予算において 2 兆円、さらに、令和 3 年 1 月 28 日に成立した第 3 次補正予算において 1.5 兆円が追加されております。加えて今回、令和 3 年 12 月 20 日に成立した令和 3 年度の国の補正予算においても、地方単独事業分として 1.2 兆円が計上されたところです。次に、取手市における活用状況についてですが、こちらについては一旦、議案の説明資料の令和 4 年度取手市一般会計 4 月補正予算（案）の概要の 1 ページ下段の表を御覧ください。今までの臨時交付金の交付決定額を表にしております。地方単独分だけを見ましても、令和 2 年度における国の第 1 次補正予算分として 3 億 4,654 万 8,000 円、第 2 次補正予算分として 8 億 2,712 万円、第 3 次補正予算分として 3 億 8,582 万 8,000 円、合わせて 15 億 5,949 万 6,000 円が配分されており、既に、これらを活用して様々な事業を展開してまいりました。また、令和 3 年度の国の補正予算分についても、地方単独分として 3 億 7,056 万 8,000 円、補助事業の地方負担分額を基に算定される金額のうち地方単独事業に活用する分として追加された 26 万 5,000 円、合計で 3 億 7,083 万 3,000 円が配分されております。こちらについては、昨年度の国の令和 2 年度第 3 次補正予算分における取扱いと同様に、国の本省繰越を受け、市においては、令和 4 年度の予算として今回の補正予算に計上しております。交付金活用事業につきましては、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与える中、当面の課題である感染拡大防止及び経済活動を含めた市民生活を総合的に支援するため、今までと同様に、市民生活支援、経済支援、感染拡大防止の 3 つを柱とした対策を引き続き実施いたします。

それでは、臨時交付金活用事業一覧を御覧ください。表の構成は左から柱立てしました、項目、事業番号、事業名、事業費と財源内訳になっており、一番右に事業の簡単な概要が記載されております。事業数は全部で 23 事業でございます。内訳は、市民生活支援が 9 事業、経済支援が 6 事業、感染拡大防止が 8 事業となっております。2 ページ目の表の一

番下、合計欄を御覧ください。今回の臨時交付金を活用しました事業費総額は、一番左の欄でございますように、9億5,374万3,000円で、財源内訳は、臨時交付金が太枠で囲んであります欄となりますが、3億7,083万3,000円となっております。また、事業の実施に当たっては、一般財源も1億7,649万2,000円、活用しております。なお、事業の一部には既に歳出予算に計上済みであり今回の補正予算では臨時交付金を充当する財源充当の変更のみを行う事業などが含まれております。そのため、この表の事業費と補正予算における歳出計上額との間に若干の差異が生じている事業がございます。あらかじめ御了承ください。

それでは、活用事業一覧に基づき、担当部長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○健康増進部長（大野安史君）** おはようございます。健康増進部、大野でございます。それでは私のほうからは、先ほどの活用事業一覧表の1番、自宅療養者支援用品配布事業を御説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の陽性者、それから濃厚接触者、この方々が自宅療養や自宅待機となった際、食料品等の確保が困難な方を対象に、陽性患者には1週間相当分、濃厚接触者には5日間相当分の食料品等を提供し、自宅療養期間の生活を支援いたします。今回は、配送用段ボールの購入経費として需用費1万5,000円及び食料品等給付品購入費を扶助費として648万5,000円の合計650万円を計上しております。私からは以上となります。

**○建設部長（前野 拓君）** 建設部の前野です。建設部所管事業につきまして御説明いたします。活用事業一覧は上から2段目、レンタサイクル購入事業、事業費は70万9,000円となっております。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、近年では密を避けた屋外でのアクティビティとしてもサイクリングに注目が集まっており、利根川サイクルステーションで実施しているレンタサイクル事業の利用者数も増加傾向にあります。貸出し用自転車の拡充と、さらなる利用者数の拡大を図るため、今回の補正予算では利用者に人気のある電動アシスト付自転車3台を購入するほか、自転車に初めて乗る幼児や児童が乗り方を習得する際に手助けとなる補助輪付自転車を新たに2台購入するなど、合計17台の自転車を購入いたします。なお、事業費70万9,000円の中には、防犯登録手数料として17台分の金額も含まれております。建設部所管事業は以上となります。

**○教育部長（田中英樹君）** 教育委員会、田中です。続いて、教育委員会所管の事業を中心に御説明いたします。市民生活支援の項目3、G I G A（ギガ）スクール環境整備事業8,822万4,000円です。こちらはG I G A（ギガ）スクール環境整備事業以前に設置していた無線アクセスポイント、小学校175台、中学校124台の更新のための備品購入費として、小学校、中学校合わせて3,223万3,000円及び購入したアクセスポイントの設置・設定を実施するための委託料5,500万円、合計8,723万3,000円を計上し、I C T機器の通信環境向上を図ります。あわせて、オンライン授業等において、教科書や音楽などの著作物をインターネット回線上で配信可能とするための著作権使用料99万1,000円を令和4年度予算に計上しておりますが、これを財源充当の変更を行うものです。

次に項目4、要保護・準要保護世帯支援事業636万3,000円です。令和4年1月から3

月にかけて、臨時休業・学年閉鎖・学級閉鎖により給食が提供されなかった就学援助世帯の児童生徒に対して、昼食費を補助するため、小学校中学校合わせて 290 万 7,000 円を計上いたします。また、就学援助世帯の児童生徒に対し、夏休みの読書感想文課題図書等を支給し学習機会の確保を図るため、小学校中学校合わせて 345 万 6,000 円を計上いたします。

次に項目 5、修学旅行及び校外学習の延期に対する支援事業 903 万 7,000 円です。令和 4 年度中に市立小中学校における修学旅行及び校外学習の中止または延期等に伴い、キャンセル料等の追加的経費が発生した場合に、保護者の経済的負担を軽減するために市が支援するための経費です。

次に項目 6、スクールカウンセラー追加配置事業 257 万 7,000 円です。感染症拡大の影響により、不安を抱えている児童生徒及び保護者の心のサポートを強化するため、スクールカウンセラー 1 名を新たに任用いたします。

次に項目 7、電子図書館事業 440 万円です。令和 2 年度から実施している電子図書館事業について、令和 4 年度当初予算にも計上しておりますが、これを新型コロナウイルス感染症対策交付金に財源充当の変更を行うものです。

次に項目 9、オンライン環境整備事業 572 万 4,000 円です。こちらについては、公民館のオンライン環境整備事業のほか、ウェルネスプラザ、市民会館、市民相談、消費生活相談のオンライン環境整備事業をまとめて御説明いたします。まず、公民館 6 館、戸頭・永山・寺原・井野・藤代・相馬南公民館に W i - F i 機器を新たに設置するための経費 234 万 7,000 円です。W i - F i 機器の設置により、公民館に来館することをためらっている方でも、オンライン講座や会議などに参加することが可能となり、市民の情報の取得及び発信の利便性の向上を図ります。次にウェルネスプラザ W i - F i 整備拡充事業 84 万 6,000 円です。ウェルネスプラザの公衆 W i - F i について、施設の運用開始に合わせて、平成 27 年度からサービスの提供を行っていましたが、市役所のネットワークから分離した専用の公衆 W i - F i 用回線の導入及びデータ通信量の増加に対応できる無線通信機器の導入を行うことにより、オンライン会議等の促進や利用者の利便性の向上を図るものです。事業費は、導入経費と令和 4 年度分運用経費を合わせたものとなります。

次に、市民会館配信等環境整備事業 137 万 5,000 円です。市民会館でのイベント事業等の配信に必要な機材を導入し、オンライン配信の実施体制を確保するものです。

次に、市民相談電話会議用マイクスピーカーの購入 19 万 4,000 円です。市民協働課市民相談係において、毎月、各種無料相談を対面で実施していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の相談を電話相談に変更するなどして実施してきました。電話相談は、場合によっては複数の相談員で行いますので、これに対応するため電話会議用マイクスピーカー 2 台を購入するものです。

次に、消費生活センタータブレット購入事業 21 万円です。消費生活センターにタブレット端末を導入し、消費生活相談業務等のオンライン化を推進するものです。

次に、経済支援に移りまして、項目 12、学校給食用物資供給事業者支援事業 320 万 1,000 円です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 3 年 9 月 1 日から

9月24日までの期間、学校全体を臨時休業したことにより影響を受けた主食である米飯、パン、麺類及び牛乳を扱う学校給食用食材納入事業者に対して経済支援を行うため、補助経費として320万1,000円を増額補正するものです。

次に、感染拡大防止の項目20、小中学校等の感染症予防対策事業5,161万9,000円です。こちらについては、小中学校、藤代幼稚園、教育総合支援センターの事業をまとめて御説明いたします。まず、学校の手足洗い場の増設です。小学校10校の保健室に手足洗い場を増設するとともに、水栓数の少ない取手東小、桜が丘小の廊下に手洗い場を設置し、児童等の密集緩和による感染症予防対策を図るため、1,800万円を計上します。また同様に、永山中、藤代中の廊下に手洗い場を増設するため、650万円を計上いたします。次に、学校消毒業務の委託及び用務員の配置です。小中学校のトイレや手洗い場といった共有部分の消毒を行うため、業務委託及び用務員の配置に865万6,000円を計上いたします。次に、給食配膳室の蛇口の自動水栓化及び清掃用シンクの増設です。小学校5校、中学校1校の配膳室にある手洗い用の蛇口を自動水栓化及び清掃用シンクを増設、そのほか小学校1校について清掃用シンクのみを増設するための640万円を計上いたします。次に、教育総合支援センターの空調機器及び談話室の改修で、692万6,000円を計上いたします。このほか、小中学校、藤代幼稚園、教育総合支援センターで使用する消毒・感染対策用品を購入する費用、226万3,000円。また、学校から保護者への連絡に必要となる携帯電話の使用料287万4,000円を計上いたします。

次に、項目21、公共施設の感染症予防対策事業、6,831万7,000円です。こちらについては、教育委員会の公共施設のほか、介護・子育て・福祉施設などの事業をまとめて御説明いたします。まず、藤代スポーツセンターのトイレの改修です。体育館内トイレの洋式化と床の乾式化及び屋外トイレを洋式化するため、4,315万円を計上いたします。次に、藤代武道場の空調換気設備の設置です。ロビー及び更衣室に空調換気設備を設置するため、453万円を計上いたします。次に、いきいきプラザの空調改修です。いきいきプラザの老朽化した空調を全面改修することで、感染症対策のための換気を行いつつ室温を快適に維持することが可能となり、高齢者の安全な社会参加、交流を支援するためのもので、1,300万1,000円を計上いたします。次に、戸頭地域子育て支援センターの空調改修です。老朽化により、冷暖房効率の低下した戸頭地域子育て支援センター1階の空調機器を交換し、室内換気の体制を強化するため、385万円を計上いたします。このほか、市の各公共施設で使用する消毒液、パーティション、非接触式温度計といった消毒・感染対策用品を購入する費用など、378万6,000円を計上いたします。私からの説明は以上となります。

**○政策推進部長（井橋貞夫君）** 政策推進部、井橋です。私からは政策推進部所管の4事業について説明させていただきます。まず初めに、市民生活支援活用事業、8番、デジタルを活用した芸術作品PR事業について説明させていただきます。コロナ禍において人との接点を少なくする1つとして、市内に点在している芸術作品をオンライン上でより深く魅力的に鑑賞できる専用サイトを構築するものです。360度の角度から鑑賞できるデジタル技術を駆使し、作品をより立体的に鑑賞できるもので、市民の皆さんが鑑賞したい作品を、自分の見たい角度から鑑賞できるなど、より質の高い芸術鑑賞が味わえるものです。

その必要経費、515万5,000円を計上するものです。

続きまして、経済支援の3つの事業について説明させていただきます。13番、取手市音楽家支援事業は、文化芸術活動の発信の拠点でもある市民会館ロビーを活用し、コロナ禍で活動の機会や発表の場が減少した市内在住または取手市を活動の拠点としている音楽家によるコンサートを定期的に行い、音楽家への経済的支援をするものです。あわせて、市民の皆様が気軽に鑑賞できる機会を提供するもので、取手市音楽家支援事業委託料として150万円を計上するものです。次に14番、芸術家パートナーシップ事業は、昨年に引き続き放課後子どもクラブに市内で活動する芸術家を派遣し、活動機会が減少した芸術家への経済支援をするとともに、子どもたちに芸術家との多様な交流体験を通じて表現力や想像力を育む、そういった機会を提供するため650万円を計上するものです。昨年度は市内14クラブに23名の美術家や音楽家、舞踏家など、芸術家が児童と交流を図りました。専門家からも芸術家と触れる取手市の環境と取組について、高く評価されております。最後に、15番、アート創作活動拠点オンライン公開事業は、当市の人的資源でもある芸術家の経済支援をするため、昨年に引き続き、芸術家の創作活動やインタビュー等をインターネット上に公開し、市民の皆様が多様な芸術と出会える環境を整備するとともに、アートの町としての魅力を広く発信するため、730万円を計上するものです。令和2年度は、内閣府から注目事業として取り上げられ、令和3年度は英語版も作成したことにより、市内外に限らず海外からも多くの反響を頂き、芸術家の活動や思い、取手市の魅力を伝えることが出来ました。また、芸術家同士のネットワークも形成されるなど、多くの相乗効果を生んでおります。政策推進部所管事業の説明は以上となります。

**○まちづくり振興部長（野口 昇君）** まちづくり振興部の野口です。続きまして、経済支援として臨時交付金活用事業一覧の10、プレミアム付商品券事業について御説明いたします。本事業については新型コロナウイルス感染症の影響により低迷した経済の活性化につながるよう、プレミアム付商品券を発行・販売し、地域における消費喚起と事業者への支援、市民生活の下支えを図るため、5億8,777万2,000円を計上しております。商品券の内容としましては、令和2年度に実施しましたプレミアム付商品券事業と同率の40%プレミアム付与を設定し、1冊1万4,000円分の商品券を1万円で販売いたします。1万4,000円分のうち1万円分が加盟店舗全店共通、4,000円分は小規模店舗のみの使用可能とし、商品券の購入は世帯単位で1冊までとさせていただきます。また、小規模店舗の事業者におきましては、前回同様に商品券換金時に額面金額の5%を事業者プレミアムとして付与し、より多くの市内店舗の加盟と販売を促進して事業者の支援を行ってまいります。今後のスケジュールは、7月中に購入引換券を全世帯に送付し商品券の購入・使用ができるよう、商工会や郵便局等の関係機関に協力を仰ぎながら準備を進めてまいります。本事業の財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億3,213万8,000円、一般財源を6,362万4,000円、プレミアム付商品券販売代金を全世帯、約4万9,000世帯の8割相当が購入すると算定して、3億9,200万円となっております。以上となります。よろしく願いいたします。

**○都市整備部長（齋藤嘉彦君）** 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の補正予算につ

いてご説明申し上げます。一覧表の経済支援、項目番号 11 番、コミュニティバス交通系 IC カード導入補助事業といたしまして、440 万円計上しております。コロナ禍において、国が推奨する非接触でのキャッシュレス決済を普及推進し、あわせて利用者の利便性向上を図るため、コミュニティバスへの交通系 IC カードシステム導入に係る経費に対して補助金を交付するものでございます。具体的にはコミュニティバスの料金箱に、IC カードの読み取り機を設置するものでございます。また、私からは以上です。

**○総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。私のほうからは、活用事業一覧、項目 16 と 22 について、説明させていただきます。まず、一覧表の項目 16、避難所環境整備事業 897 万 6,000 円です。防災活動支援事業として計上しております。内容につきましては、避難所における感染症対策として、令和 2 年度に購入しました高さ 180 センチメートルのパーティションと、令和 3 年度に購入いたしました折り畳み式の簡易ベッドをそれぞれ追加購入することにより備蓄数を増やし、より多くの避難者に対応できるようにいたします。また、耐震性貯水槽用の給水スタンドを接続が容易なタイプのものに更新し、断水時にも衛生的な飲料水・生活用水の迅速な供給ができるよう、市内 3 か所、こちらは戸頭公園、市役所本庁舎、旧小文間小学校、こちらの貯水槽に配備いたします。なお、市内にはもう 1 か所、北浦川緑地運動公園に耐震性貯水槽が配置されておりますが、こちらの給水スタンドにつきましては平成 27 年に茨城県から移管を受け、既に接続が容易なタイプのものとなっております。次に、一覧表、項目 22、各事業における感染拡大防止対策、861 万 2,000 円です。まず、投票用紙自動交付機の購入としまして、184 万 8,000 円を計上しております。投票場における選挙人との唯一の接点である投票用紙の交付について、自動交付機を介して交付することで、接触の機会を減らすため、投票用紙自動交付機を購入するものです。近年、投票者数が特に増加傾向にある期日前投票場 3 か所に、誤った投票用紙の交付を防止する機能をあわせ備えた交付機を整備し、感染防止を図りながら適正な事務執行を行ってまいります。次に、郵便料金計器の導入事業、621 万 2,000 円です。コロナ禍の中で郵便取扱い量も全体的に増加している中、市から発送する郵便は総務課で全庁分を一旦集約し、集計処理をした上で一括して発送しております。その際、不特定の職員が触れた状況で郵便物を仕分けしたり、集約・集計処理の際に職員同士が近接して作業を行わざるを得ない状況となっております。今回、郵便物の重量の計測やそれに対応した郵便切手に相当するスタンプの印字処理、郵便料金計算までを自動化する機械を導入することにより、職員同士の接触の機会を減らして感染防止対策を講じるとともに、効率的な郵便集計・発送業務を行っていくものです。

最後に、母子保健事業における感染予防消耗品の購入

55 万 2,000 円です。こちらは、乳幼児健診や母子健康教育等の各種母子保健事業において各事業の感染対策を徹底するため、パーティション、ディスポシート——こちらは使い捨ての不織布シートとなります。事業に従事する医師、歯科医師、歯科衛生士等の手指消毒薬、ガウン、フェイスシールド等の消耗品を購入するものです。

以上、合計 861 万 2,000 円、各事業における感染拡大防止対策の説明となります。私のほうからの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。



○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。一覧表の 17 番、保育所 I C T 推進事業 1,697 万 2,000 円は、公立保育所で導入している I C T 化で保護者と個別にやりとりをする連絡帳などの機能を拡充します。そのため、現在各クラスに 1 台のパソコンを、各クラス 2 台程度に増設し、クラスの複数の担任保育士が 1 人 1 台所持することで、コロナ禍でも保護者との密な連絡手段を整備するものです。続いて、最後の 23 番、こちらは他課分も含まれております。抗原定性検査キット購入事業 723 万 6,000 円は、各種の行政手続や市内の公立及び民間の保育所、放課後子どもクラブ、公立小中学校等の市が提供する行政サービスを継続して提供するため、職員や従事者が濃厚接触者に指定された場合に、抗原定性検査の実施により、待機期間中でも業務に従事することを可能とするため検査キットを購入するものです。以上となります。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部、秋山でございます。消防本部所管の事業、項目 18、19 について説明させていただきます。まず項目 18、救急自動車購入事業 4,348 万 8,000 円についてでございます。新型コロナウイルス感染症傷病者の移送業務につきましては、日常の救急業務に支障がないよう予備救急車を運用し医療機関へ移送しているところでございます。この予備救急車は初年度登録から 15 年が経過し、走行距離が 23 万キロを超えており、遠距離医療機関への搬送もある移送業務は走行中の故障が懸念されることから、予備救急車を更新するためのものです。更新する予備救急車には、車内に隔壁扉を設け、オゾン発生装置を設置することで、退院等の感染リスクを軽減するとともに、残存するウイルスの除去——除染が可能であることから、より安全な移送業務が可能な仕様になっております。続きまして、項目 19 になります。消防救急業務における感染症予防対策事業、916 万 1,000 円につきましては、救急業務におきまして、新型コロナウイルス感染傷病者や疑似患者を搬送する際に、救急隊員への感染及び市民への感染拡大防止を図るため、必要な感染防止衣など消耗品等を購入・確保するもので、救急業務における感染防止対策に万全を期するためのものです。以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。以上が、今回の臨時交付金を活用して実施する事業となります。

続きまして、議案第 35 号、取手市一般会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明いたします。議案説明資料の令和 4 年度取手市一般会計 4 月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の内容につきましては、1 点目に地方創生臨時交付金活用事業、2 点目に新型コロナウイルスワクチン接種推進事業、3 点目に国の令和 3 年度補正予算による各省庁の補助を受けて実施する、感染拡大防止対策事業、4 点目に令和 2 年度分の地方創生臨時交付金の返還、これら 4 点について計上しております。中段にございます、1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10 億 4,579 万 8,000 円を増額し、予算総額を 403 億 821 万 4,000 円とするものです。続きまして、補正予算の内容について御説明させていただきますが、地方創生臨時交付金事業については、先ほど事業一覧を用いて御説明したとおりでございますので、再度の説明は割愛させていただき、ここでは臨時交付金事業以外の補正内容について御説明いたします。何とぞご了承願います。個別の項目の説明は、議案書に基づき、歳入・歳出の順番

で、各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際に合わせて御説明させていただきます。

それでは、財政部所管の歳入から御説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。まず上段の15款、国庫支出金、2項、国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億7,083万3,000円を計上しております。次に、同じページの下段、19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として2億1,841万1,000円を増額しております。

続きまして、歳出でございます。9ページ下段の過年度国庫支出金等過誤納返還金につきましては、令和2年度に受け入れた地方創生臨時交付金のうち、事業実施の結果として生じた執行残額について国に返還するため、過年度国庫支出金等過誤納返還金を2,060万1,000円増額するものでございます。これは令和2年度においては、総額で12億554万4,000円の地方創生臨時交付金を予算計上し、事業費ベースの総額で約30億円の事業を実施してまいりましたところ、臨時交付金事業に充当した県補助金の増額などの影響により、充当可能額が交付金受入れ額を下回ったことから、受入れ額に対して1.7%程度の執行残額が生じたものです。財政部所管分の説明は以上でございます。

**○健康増進部長（大野安史君）** 続きまして、健康増進、大野でございます。臨時交付金関係以外の事業の健康増進部所管の事業について御説明を申し上げます。議案書15ページを御覧ください。1つ目は、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費、予防接種に要する経費1,599万5,000円の増でございます。今回の増額は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に関するものであります。4回目のワクチン接種につきましては、国において継続的に、その是非についても議論がなされているところでございますが、今後4回目接種が予防接種法に基づく接種と位置づけられた場合に、速やかにかつ円滑に接種を開始するための体制を確保するよう、令和4年3月25日付の国からの通知を受けまして、今回は、その準備に必要な経費として、接種券の印刷及び発送並びに4回目接種に対応するためのシステム改修等を計上しているものでございます。なお、実際の接種に関する必要な経費につきましては、国の方針が決定され次第、予算措置を行ってまいります。あわせて、歳入に関しましては、議案書6ページの15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金により、歳出と同額の1,599万5,000円を計上しております。続きまして2つ目となりますが、子ども・子育て支援交付金活用事業のうち、健康増進部所管について御説明を申し上げます。議案書少し戻りますが、10ページから11ページをお開きください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、ウェルネスプラザ管理運営に要する経費における新型コロナウイルス感染症対策経費30万円です。これは、取手ウェルネスプラザのキッズプレイルームにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、消毒用アルコール等の消耗品費を計上いたしております。続きまして、議案書16ページを御覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、母子衛生費、母子衛生事務に要する経費、115万2,000円のうち60万円となります。子ども・子育て支援事業として、乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業を実施する際に、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るために、感染予防対策としてパーティション

や手指消毒液等の消耗品費、2事業分として60万円を計上しております。あわせて、これら3事業の歳入についてご説明申し上げます。議案書6ページをお開きください。当該交付金活用事業における1事業当たりの補助基準額が30万円で、国の補助割合が3分の1、県の補助割合が3分の1であることから、6ページの上段部分となりますが、15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金（感染症対応分）、350万円のうち10万円並びに3目、衛生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金（感染症対応分）20万円。同様に中段部分になります。16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金、子ども・子育て支援交付金（感染症対応分）、350万円のうち10万円並びに、3目、衛生費県補助金、子ども・子育て支援交付金（感染症対応分）、20万円を計上しております。以上、健康増進部所管の事業につきましてご説明申し上げます。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 続きまして、福祉部所管についてご説明申し上げます。12ページから15ページになります。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の子ども・子育て事業に要する経費、家庭児童相談室に要する経費、少子化対策事業に要する経費、3目、児童入所費の民間保育園運営に要する経費、4目、保育所費の保育所の管理運営に要する経費、子育て支援に要する経費、一時的保育事業に要する経費に総額2,350万円を増額しております。感染症対策の徹底を図りながら、保育や子育て支援サービスを継続的に実施していくための経費や、マスクや消毒液などを感染防止用の衛生用品に必要な経費を計上するものです。この歳出増に伴う歳入として、国補助金735万円、県補助金340万円を増額しております。以上となります。

**○教育部長（田中英樹君）** 教育委員会の田中です。続いて、教育委員会所管の事業を御説明いたします。補正予算書23ページをお開きください。上段の小学校保健衛生に要する経費1,893万3,000円のうち、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用した事業が1,665万円含まれております。こちらについての説明となります。学校の感染症対策を講じながら、教育活動の継続を支援するための経費となります。主な内容としては、国の基準である児童数に応じて1校当たり90万円から180万円の配当を行い、学校が新型コロナウイルスの感染対策を徹底しながら、十分な教育活動の継続を図るための経費として、1,665万円を増額補正するものです。事業の執行に当たっては、学校長判断の下、迅速かつ柔軟に対応できるよう支援してまいります。なお、財源として2分の1が国の学校保健特別対策事業費補助金となっております。

次に、25ページをお開きください。中段の中学校保健衛生に要する経費、917万1,000円のうち国の学校保健特別対策事業費補助金を活用した事業が810万円含まれております。こちらについての説明となります。こちらも小学校と同様に、学校の感染症対策を講じながら、教育活動の継続を支援する事業を行う経費となり、中学校1校当たり90万円から180万円の配当を行い、学校が新型コロナウイルスの感染対策を徹底しながら、十分な教育活動の継続を図るための経費として、810万円を増額補正するものです。こちらも財源として2分の1が国の学校保健特別対策事業費補助金となっております。次に、27ページをお開きください。中段の幼稚園保健衛生に要する経費50万円の増です。こちらは県

の教育支援体制整備事業費補助金を活用した事業となります。新型コロナウイルス感染症対策として、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備を行う経費となります。主な内容としましては、藤代幼稚園にて新型コロナウイルス感染症対策として必要となるマスクや消毒液など保健衛生用品を購入するための経費として 50 万円を計上するものです。なお、財源として 2 分の 1 が県の教育支援体制整備事業費補助金となっております。

次に、28 ページをお開きください。下段の放課後児童対策事業に要する経費 1,247 万 1,000 円のうち、国と県の子ども子育て・支援交付金を活用した事業が 1,120 万円含まれております。こちらの説明となります。内容といたしましては、地域子ども・子育て支援事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策経費として、市内全ての放課後子どもクラブにおける児童及び職員のマスクや消毒液等の衛生用品や備品整備のための経費、1,120 万円を新たに計上するものです。なお財源として、国及び県の子ども・子育て支援交付金がそれぞれ 3 分の 1 ずつとなっております。私からの説明は以上となります。

**○財政部長（牧野妙子君）** 財政部、牧野でございます。恐れ入りますが、議案書 4 ページにお戻りください。第 2 表、地方債補正は、先ほど臨時交付金事業で御説明いたしました救急自動車購入事業について、消防防災設備整備事業債を充当するため、限度額を変更するものです。以上、議案第 35 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、承認第 3 号、取手市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、主な改正 4 点について御説明いたします。なお、本改正はいずれも地方税法の一部改正に伴い行うものでございます。最初に、下水道除害施設に係る課税標準の特例措置について御説明いたします。対応する条文は、4 ページの附則第 10 条の 2、第 2 項となります。こちらは、令和 4 年 4 月 1 日以後に供給が開始された公共下水道排水区域内の工場等において、当該供用が開始された日以前から事業を行う者が当該工場等に設置する除害施設に限定し、課税標準額を 5 分の 4 乗じたものとし、適用期間の延長を行うものでございます。2 点目の、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設について御説明いたします。対応する条文は 6 ページの附則第 10 条の 2 第 25 項となります。特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として、都道府県知事等の指定を受けた土地に係る固定資産税の課税標準額を、最初の 3 年度分は 4 分の 3 乗じた額とするものでございます。なお現在、取手市においては、対象となる土地はございません。3 点目の、省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の拡充及び縮減並びに適用期限の延長について御説明いたします。対応する条文は、6 ページの附則第 10 条の 3、第 9 項及び第 11 項となります。省エネ改修工事による対象住宅を平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅に拡充し、工事要件を 50 万円超から 60 万円超に引き上げ、適用期限を 2 年間延長するものでございます。4 点目の土地に係る固定資産税の負担調整措置について御説明いたします。対応する条文は 7 ページの附則第 12 条となります。土地に係る負担調整措置については、景気回復に万全を期するため、激変緩和の観点から令和 4 年度限りの措置として、商業地等の令和 4 年度の課税標準額を、令和 3 年度の課税標準額に令和 4 年度の評価額の 2.5%を加算した額とするものでございます。以上、承認第 3 号、

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての御説明を申し上げました。

続きまして、承認第4号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。主な改正としては2点となります。最初に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準額の特例措置の創設となります。対応する条文は3ページの附則第6項となります。2点目は、土地に係る都市計画税の負担調整措置となります。対応する条文は3ページの附則第8項となります。この2点の内容につきましては、承認第3号の取手市税条例の一部を改正する条例における説明と重複いたしますので割愛させていただきます。以上、2件の税条例改正の内容について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

**○健康増進部長（大野安史君）** 健康増進部、大野でございます。私からは、承認第5号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の賦課限度額と、新型コロナウイルス感染症に関する減免措置について、2点の改正でございます。まず1点目であります。賦課限度額につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正し、国民健康保険税の賦課限度額について、医療保険分を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を現行の19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものでございます。なお、介護納付金分につきましては、現行の17万円を据置きとし、合計金額としましては、現行の99万円から102万円に引き上げるものとなります。なお、賦課限度額の引上げにつきましては、令和4年2月10日の書面決議となった、第2回取手市国民健康保険運営協議会でも御審議をいただき、委員の皆様より御承認をいただいているところでございます。次に2点目でございます。令和2年度から実施しております新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が見込まれる世帯への国民健康保険税の減免の特例措置について、対象期間が令和4年3月31日までであったものを、令和5年3月31日まで延長するものでございます。以上2点の改正となっております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○福祉部長（稲葉芳弘君）** 福祉部の稲葉です。承認第6号、取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。取手市介護保険条例に、令和2年2月1日から令和4年3月31日が納期限の介護保険料について、新型コロナウイルス感染症に感染して世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例措置を定めております。今回の改正は、この特例措置を令和4年度末、令和5年3月31日が納期限の介護保険料まで継続するため改正するものです。以上、承認第3号から第6号まで、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

以上で、令和4年第2回取手市議会臨時会に上程いたします議案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。